

厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知の様式を定める件の
一部を改正する件【概要】

1. 概要

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 28 条第 3 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和 41 年政令第 262 号）第 5 条において、国又は地方公共団体の任命権者は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働大臣が定める様式（外国人雇用状況通知書）に規定する事項（その者の氏名、在留資格、在留期間等）を厚生労働大臣に通知しなければならないこととされている。
- 今般、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日関係閣僚会議決定）において、「外国人雇用状況届出事項として在留カード番号を追加し、同番号を含めた外国人雇用状況届出情報を両省間で情報共有し、法務省の有する情報と突合を行うこと等により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図ることとし、平成 31 年度中に所要の措置を講ずることを目指す」こととされたことを踏まえ、外国人雇用状況通知書に規定する事項に在留カードの番号を加える等所要の改正を行うこととする。

2. 改正の内容

（1）通知事項について

外国人雇用状況通知書に規定する事項に在留カードの番号を加え、国又は地方公共団体の任命権者は、外国人雇用状況の通知において、中長期在留者については在留カードの番号を通知しなければならないこととする。

※ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 において、出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、在留カードを交付することとされている。

（2）在留カードの番号の確認方法について

（1）の在留カードの番号の通知に当たって、国又は地方公共団体の任命権者は、当該在留カードの番号について、在留カードにより確認しなければならないこととする。

（3）その他

その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令第 5 条

4. 適用期日等

告示日 : 令和元年 9 月 19 日

適用期日 : 令和 2 年 3 月 1 日